## 約款・規定集の一部改定について

2022年8月31日

キャピタル・パートナーズ証券株式会社

弊社約款・規定集につきまして、以下の改定を2022年9月1日付で行います。

## 【改訂箇所】

第3章 振替決済口座管理約款

代理人選任届けその他の届出)

第7条 発行者に対する代表者届け又は代理人選任届けその他の届出

第24条 個別株主通知等の取扱い

詳細につきましては、以下の新旧表をご確認いただきますようお願いいたします。

## ≪振替決済口座管理約款 新旧対照表≫ 第3章 振替決済口座管理約款

(下線部分が改定箇所です。)

新 旧 第7条 (発行者に対する代表者届け又は 第7条 (発行者に対する代表者届け又は

(2) 前項の発行者に対する届出の取次は、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投信又は振替受益権については、次の各号に定める通知等のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第7条 (発行者に対する代表者届け又は 代理人選任届けその他の届出)

(2) 前項の発行者に対する届出の取次は、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投信又は振替受益権については、総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新投資口予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知又は総受益者通知(以下第36条において「総株主通知等」といいます。)又は個別株主通知、個別投資主通知もしくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱い

	ます。
① 総株主通知、総新株予約権付社債権 者通知、総新株予約権者通知、総投資 主通知、総新投資口予約権者通知、総 優先出資者通知又は総受益者通知(以 下第36条において「総株主通知等」と	(新設)
<u>いいます。)</u> ② 個別株主通知、個別投資主通知又は	(新設)
個別優先出資者通知	
③ 株主総会資料、投資主総会資料又は	(新設)
優先出資者総会資料の書面交付請求	
(第 24 条(2)に規定する書面交付請求 をいいます。)	
<u> </u>	

第24条 (個別株主通知等の取扱い)  (2) お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、発行者に対する会社法第325条の5第1項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求、投資信託及び投資法人に関する法律第94条第1項に基づく投資主総会資料の書面交付請求及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第40条第4項に基づく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。 (3) 上記(1)(2)の場合は、当社所定の手続料をいただく場合があります。 (新設)	新	IΒ		
方法により、発行者に対する会社法第 325条の5第1項の規定に基づく株主総 会資料の書面交付請求、投資信託及び投 資法人に関する法律第94条第1項に基 づく投資主総会資料の書面交付請求及 び協同組織金融機関の優先出資に関す る法律第40条第4項に基づく優先出資 者総会資料の書面交付請求の取次ぎの 請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は 当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。 (3) 上記(1)(2)の場合は、当社所定の手	第24条 (個別株主通知等の取扱い)	第24条	(個別株主通知の取扱い)	
方法により、発行者に対する会社法第 325条の5第1項の規定に基づく株主総 会資料の書面交付請求、投資信託及び投 資法人に関する法律第94条第1項に基 づく投資主総会資料の書面交付請求及 び協同組織金融機関の優先出資に関す る法律第40条第4項に基づく優先出資 者総会資料の書面交付請求の取次ぎの 請求をすることができます。ただし、こ れらの書面交付請求の取次ぎの請求は 当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。 (3) 上記(1)(2)の場合は、当社所定の手				
325条の5第1項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求、投資信託及び投資法人に関する法律第94条第1項に基づく投資主総会資料の書面交付請求及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第40条第4項に基づく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。  (3) 上記(1)(2)の場合は、当社所定の手 (新設)	(2) お客様は、当社に対し、当社所定の		(新設)	
会資料の書面交付請求、投資信託及び投資法人に関する法律第 94 条第 1 項に基づく投資主総会資料の書面交付請求及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 40 条第 4 項に基づく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。  (3) 上記(1)(2)の場合は、当社所定の手	方法により、発行者に対する会社法第			
資法人に関する法律第 94 条第 1 項に基づく投資主総会資料の書面交付請求及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 40 条第 4 項に基づく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。  (3) 上記(1)(2)の場合は、当社所定の手	325条の5第1項の規定に基づく株主総			
づく投資主総会資料の書面交付請求及 び協同組織金融機関の優先出資に関す る法律第 40 条第 4 項に基づく優先出資 者総会資料の書面交付請求の取次ぎの 請求をすることができます。ただし、こ れらの書面交付請求の取次ぎの請求は 当該発行者が定めた基準日までに行っ ていただく必要があります。 (3) 上記(1)(2)の場合は、当社所定の手	会資料の書面交付請求、投資信託及び投			
び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 40 条第 4 項に基づく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。  (3) 上記(1)(2)の場合は、当社所定の手 (新設)	資法人に関する法律第 94 条第 1 項に基			
る法律第 40 条第 4 項に基づく優先出資 者総会資料の書面交付請求の取次ぎの 請求をすることができます。ただし、こ れらの書面交付請求の取次ぎの請求は 当該発行者が定めた基準日までに行っ ていただく必要があります。 (3) 上記(1)(2)の場合は、当社所定の手	づく投資主総会資料の書面交付請求及			
者総会資料の書面交付請求の取次ぎの 請求をすることができます。ただし、こ れらの書面交付請求の取次ぎの請求は 当該発行者が定めた基準日までに行っ ていただく必要があります。 (3) 上記(1)(2)の場合は、当社所定の手 (新設)	び協同組織金融機関の優先出資に関す			
請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は 当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。 (3) 上記(1)(2)の場合は、当社所定の手 (新設)	る法律第 40 条第 4 項に基づく優先出資			
れらの書面交付請求の取次ぎの請求は 当該発行者が定めた基準日までに行っ ていただく必要があります。 (3) 上記(1)(2)の場合は、当社所定の手 (新設)	者総会資料の書面交付請求の取次ぎの			
当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。(3) 上記(1)(2)の場合は、当社所定の手	請求をすることができます。ただし、こ			
ていただく必要があります。         (3) 上記(1)(2)の場合は、当社所定の手       (新設)	れらの書面交付請求の取次ぎの請求は			
(3) 上記(1)(2)の場合は、当社所定の手 (新設)	当該発行者が定めた基準日までに行っ			
	ていただく必要があります。			
続料をいただく場合があります。	(3) 上記(1)(2)の場合は、当社所定の手		(新設)	
<u></u>	続料をいただく場合があります。			